

大田市告示第12号

大田市ごみ指定袋広告掲載取扱要領を次のように定める。

令和4年2月7日

大田市長 楫野弘和

(趣旨)

第1条 この要領は、大田市広告掲載要綱（平成19年大田市告示第94号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、大田市ごみ指定袋（以下「ごみ指定袋」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 ごみ指定袋に掲載する広告は要綱第5条に適合するものでなければならない。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間、選定方法及びその他の条件は、市長が別に定め、別途募集要項に掲載する。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第4条 広告原稿は、別途募集要項に従い、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市のホームページ等にて公募により行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、大田市ごみ指定袋広告掲載申込書（様式第1号）を指定する期間内に市に提出するものとする。

(広告主の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、同条の規定による募集期間終了後、要綱の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 申込みが広告の枠数を超える場合は、抽選等により決定するものとする。

る。

3 第1項による広告掲載の決定をしたときは、その結果を広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、市長が別に定め、別途募集要項に掲載する。

2 広告掲載料は市長の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1） 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

大田市ごみ指定袋広告掲載申込書

大田市長 様

大田市が作成するごみ指定袋に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

掲載希望者	住 所		
	団体名		
	代表者職氏名		
	連絡先	電話番号	
		担当者氏名	
掲載媒体(ごみ指定袋種類)			
掲載予定枚数			枚
広告内容			※図案の概要の分かるものを添付してください。
添付資料			
その他			1 申込みにあたっては、大田市広告掲載要綱及び大田市ごみ指定袋広告掲載取扱要領の規定を遵守すること。 2 広告原稿に他者への著作権料が発生する場合は、その確認及び支払いが完了していること。

様式第 2 号(第 7 条関係)

年 月 日

様

大田市長

大田市ごみ指定袋広告掲載(不掲載)決定通知書

年 月 日付で申込のありました広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません 決定理由
掲載枚数	枚
掲載料	円(単価×枚数)
その他	掲載料については、同封した納付書により決定通知日から 2 週間以内に納付してください。